

## 書評

## 竹内康人著『佐渡鉱山と朝鮮人労働』

長谷 亮介（歴史認識問題研究会研究員）

本書は強制動員真相究明ネットワークに所属する竹内康人が執筆し、佐渡金山は朝鮮人の「強制連行」と「強制労働」の現場であると主張するに止まらず、江戸時代の日本人も「強制連行」、「強制労働」の被害者であったと述べている。内容は「第1章 近代の佐渡鉱山と朝鮮人の動員、第2章 史料からみた強制労働、第3章 煙草配給台帳の朝鮮人名簿、第4章 証言からみた強制動員、第5章 強制労働否定論を問う」で構成されている。竹内の主張に対しては既に『歴史認識問題研究』第11号及び第12号でも言及しているので、本稿では『佐渡鉱山と朝鮮人労働』から読み取れる、竹内康人の歴史認識と歴史考察の手法に重点を置いて書評したい。

竹内の歴史認識は、第1章と第2章で読み取ることができる。まず、佐渡鉱山が戦時中に朝鮮の人々を「強制連行」したことは、新潟県が発行した『新潟県史 通史編8 近代3』（1988年）や佐渡市の相川町が発行した『佐渡相川の歴史 通史編 近・現代』（1995年）も認めている歴史的な事実である、と竹内は断言している。また、佐渡鉱山を管理していた三菱財閥の労務管理は暴力を伴い、労働者の陳情に一切耳を傾けなかったという認識を有している。しかし、こうした竹内の歴史認識は他人が執筆した書籍を読んでいるだけであり、自身が一次史料を確認して内容の成否を考察することはしていない。つまり、「この人が言っているのだから真実なのだ」という論理で、歴史認識を構築している。そして「この人」は竹内にとって都合の良いことを言ってくれている人物に限定されている。もう一点注目したいことは、竹内の歴史認識は、1910年に行われた日韓併合は朝鮮人の民族性を奪う差別政策であったという考え方に立脚している。そこに『反日種族主義』（2019年）で日本による朝鮮人の民族性や土地、食糧などの収奪の誤りを学術的に指摘した李栄薫や李宇衍への反論は皆無である。この点だけを見ても、竹内の歴史認識が学問に立脚していないことは明らかである。

専門的訓練を受けていなければ、史料の扱い方も雑になってしまう。大学で歴史学を学んだ者ならば一次史料の重要性を最初に叩き込まれ、伝聞による内容が紛れ込んでいないかなどの注意事項を覚えなければならない。また、一次史料に書かれている内容であっても、自分にとって都合の良い解釈をしてもいけない。こうした歴史学のイロハを無視して、史料を都合よく解釈して紹介しているのが同書の特徴である。例として挙げると、竹内は佐渡鉱山で起こった1940年の争議を紹介する際に、『思想月報』という一次史料を用いて97名の全朝鮮人労働者が会社側から事前に提示されていた賃金が異なることに立腹してストライキを起こした、と説明している。しかし、実際に『思想月報』を読むと、ストライキを起こした理由は個別的であったと記されている。竹内は佐渡鉱山側が甘言をもって朝鮮人を騙して日本へ連れてきたという論理を通すために、解説を疎かにしたのであろう。さらに、この争議の原因を記した佐渡鉱山側の史料の中に、「不良労務者」

の「手綱」を「ゆるめざる管理」が必要だと書いた箇所をもって、佐渡鉱山側が朝鮮人に対して差別と偏見を持っていた証拠であるとして、朝鮮人は人間ではなく、牛馬のように見なされていたと主張している。根拠のない論理の飛躍である。「牛馬のようにみなしていた」はずの朝鮮人の陳情に耳を傾け、手荒な行動をせずに説得に尽力し、最終的に朝鮮人側の要望に応えた佐渡鉱業所の行動の矛盾に、竹内は気がついていない。

同書における「強制連行」と「強制労働」の主張の裏付けに一次史料を用いている箇所は少なく、大半は戦後の韓国人証言と杉本奏二という元佐渡鉱山労務係の書簡を引用している。証言に関しては内容の検証をしている形跡がなく、疑わしい点が多い。

杉本奏二の書簡とは、1995年発行の『佐渡相川の歴史』で近代を執筆した本間寅雄に宛てた、杉本の手紙(1974年)である。その中に朝鮮人に対する暴力が行われていたと記されているので、元労務係が真実を明らかにした一次史料であると竹内は解説しているが、厳密に言えば、杉本書簡は二次史料である。筆者は『歴史認識問題研究』第12号で同史料を一次史料と解説したが、間違いであった。日本の西洋史学者であり東京女子高等師範、国学院、慶応、聖心女子各大教授を歴任した内藤智秀の『史学概論』(1956年)では、「当事者が後日、暇を得て作成した文書類」(112頁)は「二等史料」すなわち二次史料であると解説している。杉本の書簡には、朝鮮半島で行った最初の募集年度を間違えていたり、佐渡に来た朝鮮人労働者の総数が合っていないなどの問題点があるので、記載内容を検証する必要がある。

佐渡の朝鮮人労働者を考察する際に有用な一次史料があるのだが、同書ではほとんど活用されていない。1950年に元佐渡鉱山採鉱課長である平井栄一が編纂した『佐渡鉱山史 其ノ二』には、朝鮮人の待遇は日本人と同じで各種福祉も揃っていたことを記しているのだが、竹内は平井の本は社史であるため企業側に不都合なことは記されていない、と根拠なく断定している。しかし、平井の本は紛れもなく一次史料であり、杉本書簡よりも史料的な価値は高い。竹内は、朝鮮人労働者の歴史については史料の行間を読む必要があり、書かれた用語の裏側に潜む本当の意味を読みぬくことが求められると述べているが、これは歴史学において御法度である。平井の本を批判するには、朝鮮人への差別が行われていたことを記している一次史料を提示しなければならない。これが歴史学における史料批判の手法であり、二次史料である杉本書簡だけでは朝鮮人への差別や「強制労働」は立証できない。

以上、本書の著者である竹内康人の歴史認識と歴史考察の手法を簡単に解説した。ここまで一貫して批判の内容となってしまったが、同書には優れた点も存在する。竹内の所属する強制動員真相究明ネットワークの組織力も関係していると思われるが、「渋谷政治聞き取り資料」など個人の方では収集に限界のある佐渡金山関連資料を提示している点は非常に参考になる。筆者も同書の参考文献で初めて存在を知った資料も数点存在したので、大変役に立った。しかしながら、「強制連行」と「強制労働」を読者に信じ込ませるための史料歪曲が、同書の至る所にちりばめられている。この点は非常に残念である。先ほど紹介した杉本書簡には、第一回目の朝鮮半島における募集時に採用人数上限の約2倍の人々が応募に殺到したことが記されている。朝鮮人の自主的な応募であったことは明らかであるが、竹内はその点を一切紹介せずに「100人を駆り集めた」と説明している。これでは、歴史の真実に近づけるはずもない。(岩波書店、2022年刊)